

## 第10 障がい者支援の推進

### 1 障がい者の状況

#### (1) 身体障がい者の状況

相双地域の身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）は、平成24年4月1日現在で9,085人（前年比54人減）となっている。

障がい種別では、肢体不自由者56.4%が最も多く、内部機能障がい者27.8%が次に続いている。前年比で聴覚・平衡機能障がい者が32人増加している。（表1）

#### (2) 知的障がい者の状況

相双地域の知的障がい者数（療育手帳所持者数）は、平成24年4月1日現在で1,561人（前年比22人増）となっている。

障がい程度別では、A（最重度及び重度）が全体の39.1%、B（中度及び軽度）が60.9%となっている。（表2）

#### (3) 精神障がい者の状況

相双地域の精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は、平成24年3月31日現在で655人（前年比30人減）となっている。（表3）

障がい程度では、1級が全体の18.0%、2級が64.0%、3級が18.0%となっており、2級が半数以上を占めている。

(表1)

## 身体障害者手帳所持者数

(平成24年4月1日現在)

市町村名		手帳所持数	障害内訳					
			視覚	聴覚 平衡	音声 言語 そしやく	肢体 不自由	内部	
郡	広野町	179	13	9	2	104	51	
	檜葉町	442	30	25	8	272	107	
	富岡町	587	26	44	6	348	163	
	川内村	197	18	18	3	110	48	
	大熊町	422	26	46	8	238	104	
	双葉町	324	18	27	5	186	88	
	浪江町	976	62	68	12	530	304	
	葛尾村	103	4	10	2	68	19	
	双葉郡計	3,230	197	247	46	1,856	884	
	相馬郡計	新地町	381	29	35	2	226	89
		飯館村	458	29	47	4	261	117
郡計		4,069	255	329	52	2,343	1,090	
市	相馬市	1,573	102	120	21	890	440	
	南相馬市	3,443	246	269	39	1,890	999	
市計		5,016	348	389	60	2,780	1,439	
合計		9,085	603	718	112	5,123	2,529	
構成比(%)		100.0	6.6	7.9	1.2	56.4	27.8	
前年同日計		9,139	634	686	107	5,193	2,519	
構成比(%)		100.0	6.9	7.5	1.2	56.8	27.6	
前年比		-54	-31	32	5	-70	10	
構成比増減		0.0	-0.3	0.4	0.1	-0.4	0.3	

(表2) 療育手帳所持者状況

(平成24年4月1日現在)

市町村名	手帳所持者数		
	障害程度内訳		計
	A	B	
広野町	20	28	48
檜葉町	30	36	66
富岡町	74	80	154
川内村	16	26	42
大熊町	27	41	68
双葉町	17	26	43
浪江町	81	104	185
葛尾村	7	8	15
双葉郡計	272	349	621
新地町	27	25	52
飯館村	29	42	71
相馬郡計	56	67	123
郡計	328	416	744
相馬市	116	170	286
南相馬市	166	365	531
市計	282	535	817
合計	610	951	1,561
構成比(%)	39.1	60.9	100
H23.4.1現在	607	932	1,539
構成比(%)	40.2	59.8	100
前年比	3	19	22
構成比増減	-1.1	1.1	-

(表3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(平成24年3月31日現在)

市町村名		22年度末	23年度末	計		
				1級	2級	3級
双葉郡	広野町	10	8	2	6	0
	檜葉町	20	21	8	8	5
	富岡町	30	35	5	23	7
	川内村	11	14	2	10	2
	大熊町	30	37	8	27	2
	双葉町	16	15	6	6	3
	浪江町	78	66	17	42	7
	葛尾村	6	4	0	4	0
双葉郡計		201	200	48	126	26
相馬郡	新地町	20	21	5	14	2
	飯館村	39	38	5	27	6
	相馬郡計		59	59	10	41
郡計		260	259	58	167	34
相馬市		178	167	21	109	37
南相馬市		247	229	39	143	47
市計		425	396	60	252	84
合計		685	655	118	419	118
構成比(%)			100.0	18.0	64.0	18.0

## 2 障がい者支援事業の状況

### (1) 自立支援法関連事業

#### ① 障がい者自立支援給付費負担金

障害者自立支援法に基づく介護給付費等について、県負担金を市町村に交付することによって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図った。

#### ② 地域生活支援事業費補助金

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応する市町村事業に対し県は補助金を交付することによって障がい者及び障がい児の自立した日常生活や社会生活を支援した。

#### ③ 障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図るため、県に設置した基金により、交付対象事業を実施する市町村に対して補助金を交付した。

### (2) 障害者自立支援法に基づく事業者の指定等について

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等の指定に係る助言指導を行った。

### (3) 重度障がい者支援事業実施状況

重度障がい者福祉の増進に資するため市町村が実施する下記事業に対し補助を行った。

- ・ 重度心身障がい者医療費補助事業  
重度心身障がい者の医療費の自己負担額を公費で負担。
- ・ 在宅重度障がい者対策事業  
日常生活において常に医療的処理等を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付。
- ・ 人工透析患者通院交通費補助事業  
人工透析を受けている通院患者に対し、通院に要する費用を助成。

### (4) 特別障害者手当等給付状況

在宅の重度障がい者又は障がい児に対し、手当を支給し、重度の障害から生ずる特別な負担を軽減した。

特別障害者手当等については、受給者総数は、平成24年3月31日現在で昨年同月日と比較すると28名減少し203名となっている。手当別には、特別障害者手当が90名、障害児福祉手当が101名、経過的福祉手当が12名となっている。(表4)

### (5) 障がい児(者)地域療育等支援事業

障がい児(者)の地域における生活を支えるため、市町村の相談支援体制整備を推進し、身近な地域で専門的な療育指導及び相談支援が受けられる支援体制を確保した。

### (6) 発達障がいサポートコーチ事業

発達障がい児(者)の地域における生活を支えるため、関係機関と連携を図りながら、利用できる支援機関をコーディネートし、個別支援計画による支援体制の整備を促進することにより、発達障がい児(者)等の福祉の向上を図った。

## 管内指定障害福祉サービス事業所等の指定状況（平成24年4月1日現在）

居宅介護・重度訪問介護	21	事業所
行動援護	0	事業所
同行援護	1	事業所
障害児通所支援（児童デイみなし）	12	事業所
短期入所	11	事業所
共同生活介護	5	事業所
共同生活援助	9	事業所
就労移行支援	1	事業所
就労継続支援B型	16	事業所
就労継続支援A型	1	事業所
生活介護	13	事業所
自立訓練（生活訓練）	5	事業所
指定相談支援事業所	7	事業所
施設入所支援	8	事業所

(表4)

## 特別障害者手当等受給者状況

(平成24年3月31日現在)

市町村	区分	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過の福祉手当	受給者計
	広野町	1	2	0	3
	檜葉町	2	16	2	20
	富岡町	8	10	0	18
	川内村	2	2	0	4
	大熊町	4	7	1	12
	双葉町	2	1	0	3
	浪江町	7	9	0	16
	葛尾村	1	1	0	2
	<b>双葉郡計</b>	27	48	3	78
	新地町	2	1	1	4
	飯館村	6	3	0	9
	<b>相馬郡計</b>	8	4	1	13
	相馬市	25	25	4	54
	南相馬市	30	24	4	58
	<b>市計</b>	55	49	8	112
	<b>H24. 3. 31現在</b>	90	101	12	203
	<b>H23. 3. 31現在</b>	109	107	15	231
	<b>対前年同日比</b>	-19	-6	-3	-28

(5) 精神障がい者の医療状況

① 入院医療

○ 措置入院状況

精神障がい者又はその疑いのある者のうち、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると診断された者を措置入院させて、医療及び保護を行う。

内訳 年度	保護 申請 (23条)	通 報			計	診 察 不 要 件 数	診察件数		措置 件数	措置 解 除 件数	年度末 現在措置 患者数
		警察官 (24条)	検察官 (25条)	矯正施設 (26条)			一次	二次			
21	0	14	0	4	18	1	13	6	6	5	1
22	2	16	1	2	21	0	16	14	13	11	3
23	0	8	1	1	10	2	8	6	3	3	0

○ 医療保護入院等のための移送状況

家族等が本人説得に努めたにもかかわらず、本人の理解が得られず、緊急を要する場合に指定医の診察の結果、直ちに入院させ医療及び保護を図るうえで著しく支障がある精神障害について、医療保護入院又は応急入院させるために精神障がい者を移送する。

内訳 年度	診察件数	移送件数	入院形態	
			医療保護入院	応急入院
21	1	1	1	0
22	1	1	0	1
23	14	13	12	1

※診察1件については、本人が診察拒否したため移送できず。

○ 医療保護入院状況

精神障がい者であり、精神保健指定医が医療及び保護のために入院治療が必要と診断した者について、本人の同意がなくても保護者等の同意により入院させることができる制度。病院管理者は、入院した者について届出の義務がある。

医療保護入院届出件数

市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数
相馬市	33	富岡町	9	浪江町	36	管外住民	1
南相馬市	84	川内村	6	葛尾村	3	計	235
広野町	3	大熊町	25	新地町	1		
檜葉町	18	双葉町	0	飯舘村	16		

医療保護入院届出の疾患別割合

疾患別	件数	割合 (%)
器質性精神障害	64	27.2
統合失調症	99	42.0
気分(感情)障害	29	12.3
知的障害	10	4.3
中毒性精神障害	7	3.1
その他	26	11.1
計	235	100.0

② 通院医療(自立支援医療)

精神障がい者の通院医療を促進し、かつ、適正医療を普及させるために、医療に要する費用の一部を公費で負担している。平成18年4月1日より障害者自立支援法に基づく自立支援医療制度となっている。

(6) 精神障がい者の相談支援等の状況

① 社会適応訓練事業

通院中の精神障がい者の中で、障害のために通常の就職が困難な人を対象に、一定期間、事業所に作業の訓練を委託して、円滑な社会復帰のための援助を行っている。

年度	協力事業所数	委託協力事業所数	委託対象者数 (実数)	社会適応 訓練延日数	主な作業内容
21	7	1	2	374	養鶏
22	7	0	0	0	
23	7	0	0	0	

② 精神障がい者家族支援事業

精神障がい者を抱える家族に対して、精神疾患や障がい者への関わり方等の理解を図るとともに、家族同士のつながりを深めるため、家族会に対して支援を行っている。

ひきこもり家族教室（震災対応のため未実施）

③ 精神保健福祉相談指導事業

・心の健康相談事業

精神科医による精神保健及び「精神障がい者の福祉に関する相談会を開催して、精神疾患の早期治療、精神障がい者の社会復帰や自立の促進、又心身の健康の保持増進のために個別相談に応じる。

開催回数	実人員	延人員	内 訳 (実人員)
6回	6名	7名	医療・保護 2名 日常心理的悩み 2名 診断判定 2名

④ 精神保健福祉市民研修会

地域住民を対象に、こころの病の予防と精神的健康の保持増進を図り、精神保健福祉に関する関心を高める目的で研修会を開催している。

(震災対応のため未実施)

⑤ 精神保健普及啓発事業

地域の住民の精神疾患に対する正しい知識と理解を深めるため、福島県精神保健福祉協会相双支部が主催し、講演活動を実施している。

(震災対応のため未実施)